

発行元

東京都認証・特別非営利活動法人 日本エステティック学会 JAPAN SOCIETY FOR ESTETIC

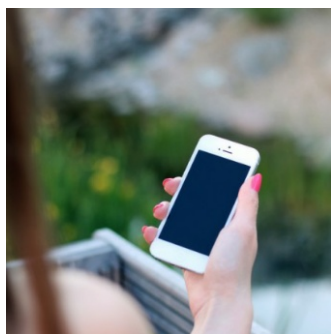
2016年はコンプライアンス(順法)重視で信頼のサロン創りを



「景品表示法」がさらに厳しく！課徴金売上の3%本年4月から
消費者庁は4月1日より改正景品表示法が施行されます。商品のサービスや品質が優良であると誤解を与える「優良誤認表示」、商品やサービスの価格が有益であると誤解を与える「有利誤認表示」、消費者が誤認するおそれのある表記を内閣総理大臣が指定する「その他誤認されるおそれのある」として指定される不当表示の3種類に分けられます。課徴金が導入されるのは「優良誤認表示」と「有利誤認表示」になります。詳細は引き続き下欄へ。

広告表現には充分注意を！！

キャンペーンや広告表記に細心の注意を！



キャンペーンや店販商品の表記、表現方法に注意！

「表現方法について、集客媒体やエステ卸企業との連携を取り一層の注意を！」

1. 成分、品質、原産国の明確な根拠と証拠がある。
2. キャンペーンを行う際に必要な在庫があるか。
3. 商品、サービスのイメージ写真やイラストが過大な印象を与えないか。
4. 料金内容や利率の内訳が明確に記載されているか。
5. 景品や賞金の額が「景表法」で定められた上限を超えていないか。
6. 定価表記に明確な根拠があるか。
7. サービスの効能の写真や文字に明確な根拠と証拠があるか。
8. 「日本一」「世界初」といったランキング付の調査が行われているか？

表示容量に満たない美容ジェル自主回収3億8000万円！



株式会社ダスキン販売の美容ジェル内容量不足で

内容量が表記では58g。実際は38.5gしかありませんでした。健康被害の心配はありませんでしたが、今回の事件を受けて製造過程でのキャップの緩みが起こらないように改善する処置を行いました。また、同社は記載内容に不当表示があったとして不当景品類及び不当表示防止法に基づく措置命令を受けています。さらに本年4月からは規制罰則が強化されますので今後はこの程度の金額では済まない可能性があります。

NPO法人日本エステティック学会は広く皆様のご参加・ご協力をお願いしています。学会(JSE)は開かれた会として幅広く皆様方のご意見をお待ちしております。

セミナー・講習・講演・入会・更新手続き
入会・更新手続きは、管理センターへ TEL0120-833-026/FAX03-5524-287

※サロンショッピングクレジット取扱いのご相談、ご紹介承ります。お気軽にご連絡ください。